

学校危機管理マニュアル

令和 8 年 4 月改訂（毎年改訂）

学校の防犯及び防災計画

I. 事前の危機管理	2
II. 発生時の危機管理	
(1) 避難経路図	3
(2) 火災・地震・不審者侵入時の基本的な避難順序	4
(3) 火災・地震・不審者進入時の児童心得	
(4) 風水害の対策	
(5) 緊急時の集団登校・下校	
(6) 対応【地震】	5
(7) 避難場所の開設・運営支援	6
(8) 非常災害時の配備体制	
(9) 対応【児童の行方不明時】	
(10) 対応【事件発生時】	7
(11) 対応【風水害時】	8
(12) 対応【落雷事故未然防止】	9
(13) 対応【Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン】	1
(14) 体育等活動における熱中症防止について	13
重大事件事故発生時の救急および緊急体制	14
III. 事後の危機管理	
(1) 対策本部の設置	15
(2) 引き渡しと待機	16
(3) 心のケア	17
IV. 施設面における安全確保	18

枚方市立春日小学校

学校の防犯及び防災計画（学校保健安全法に基づき策定）

I 事前の危機管理

(1) 目標

- ① 防災計画に従って、速やかに判断し、行動できるようにする。（想定外の事態が発生した場合も）
- ② 定期的に安全指導や避難訓練を行い、突発的な災害に備える。
- ③ 常に身の回りを整備し、防災施設・ガス、水道止水栓等・地区連絡網を確認しておく。
- ④ 児童の避難と安全確保に備える。

(2) 体制整備

- 総指揮 校長
- 避難誘導 学級担任等
- 消火(救出)班 安全防災担当教諭が指揮
- 重要書類搬出班 教頭指揮のもとに事務職員
- 救護班 養護教諭が指揮
- 報知、連絡班 教頭

(3) 準備・点検

- 年度初め避難経路図を各教室に提示
- 学期ごとに防災器具点検
- 非構造部材点検（7月）
- 平常時安全点検
 - 防災器具点検(学期ごと)・・・安全部担当教諭
 - 各教室、廊下、防火用水・・・各担任
 - 特別教室・・・各担当者
 - 保健室・・・養護教諭
 - 校長室、職員室・・・教頭
 - 校務員室・・・校務員

(4) 災害避難訓練計画

- ① 対象災害種別 火災・風水害・地震・不審者侵入
- ② 避難訓練計画
 - 1 学期（4月） 風水害時引き渡し訓練 （7月） 不審者
 - 2 学期（9月） 地震・火災

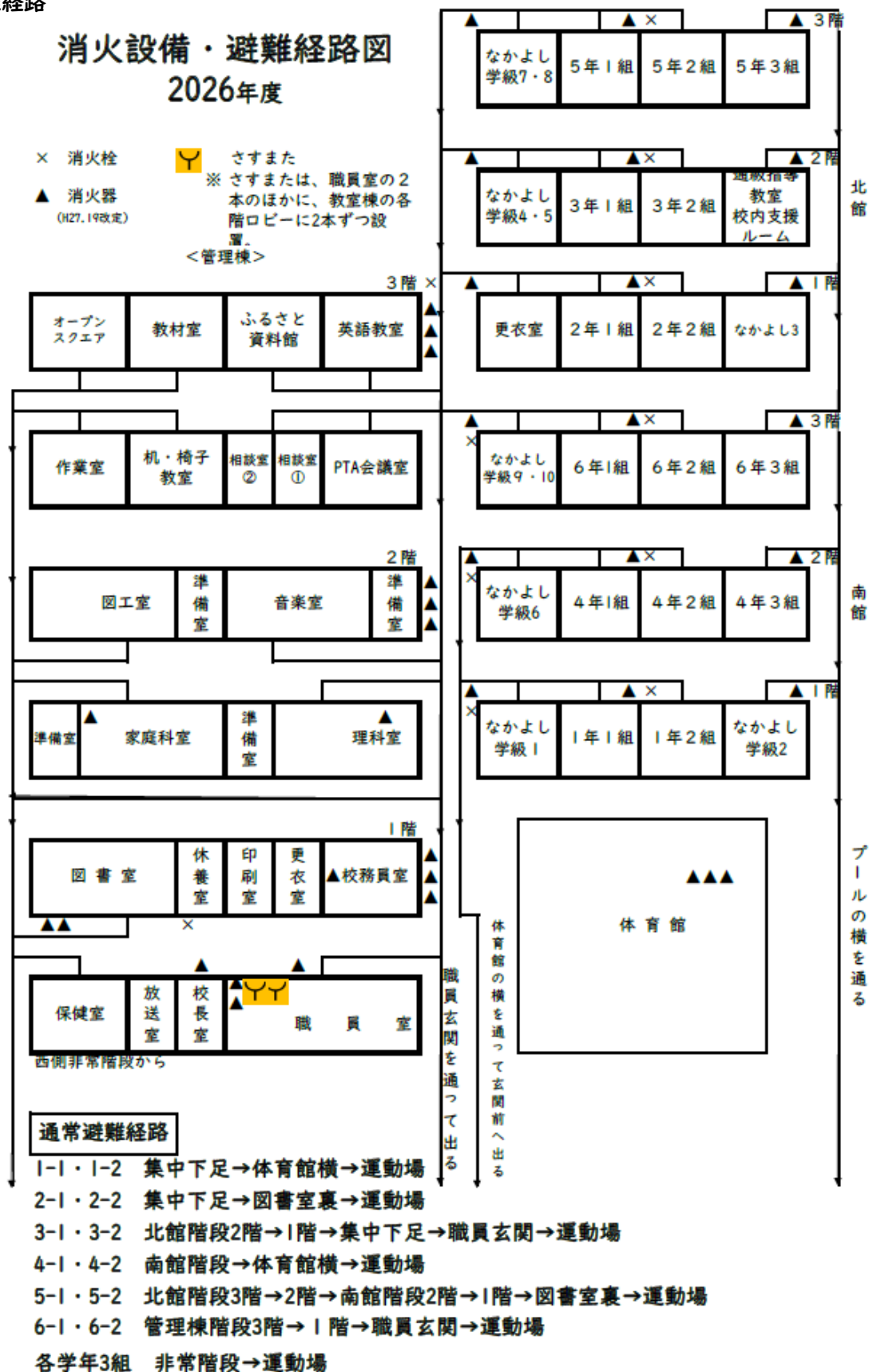
(5) 教職員研修

- （6月） 救急救命講習

○枚方警察 845-1234

II 発生時の危機管理

(1) 避難経路



(2)火災・地震・不審者侵入時の基本的な避難順序

- ①児童の在校中に災害および不審者の侵入等が発生したら、火災報知機・放送機器等により、発生場所を通報する。
- ②校長・教頭は、出火場所・侵入者の動向等を考えて、避難経路・避難場所の変更を指示する。
- ③校務員は、必要に応じて直ちに各出口を開放する。
- ④通報と同時に作業をやめる。整理
- ⑤児童数確認（名簿持ち出し）
- ⑥避難指示が出たら、窓を閉め前後の出口を開ける
- ⑦出口に近い者から廊下に出て2列に並ぶ
- ⑧避難（上靴のまま、おさない はしらない しゃべらない の約束）
- ⑨学級担任および当該教職員は、校庭に誘導、学級ごとに整列し点呼
- ⑩点呼の結果報告
- ⑪担任以外の教職員・人員報告の済んだ担任は、各任務につく。
- ⑫避難した児童は、校長の指示による帰宅措置がとられるまで帰宅しない。

(3)火災・地震・不審者進入時の児童心得

- ①あわてない
- ②担任の指示をよく聞く
- ③避難中、しゃべらない
- ④何も持たない
- ⑤上靴のまま
- ⑥教室は、前後の出入り口から（あらかじめ指示しておく）
- ⑦校舎内は絶対走らない
- ⑧教室に戻ったり、落とし物を拾ったりしない
- ⑨避難場所に着いたら、静かに、速く、学級ごとに整列する

(4)風水害等の対策

- ① 台風が接近した場合、予報に注意し、「非常変災時における措置」にもとづいた対応をする。
- ② 登校後に暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雨警報が発令された場合、学校に待機し、安全確認後「非常変災時等に係る児童の下校及び児童引き渡しカード」をもとに、保護者への引き渡し下校を行う。

(5) 緊急時の集団登校・下校

- 集団登校
- ①地区の班数、班長数等を確認

(6) 対応【地震】

児童の安全確保	児童への対応	教職員
地震発生時	机の下にもぐるなど、姿勢を低くし 頭部及び身体の保護	冷静な判断 児童への的確な指示 児童のパニック防止のための指示 校内放送の指示を聞く 出口の確保
揺れがおさまる 避難場所決定と 指示	安全確認ができるまでその場を動か ず、身体の保護を維持	火災等の二次災害の防止 児童の確認、負傷者の確認 校内放送等の避難指示の内容を的確に把握 する
避難誘導	お・・・おさない は・・・はしらない し・・・しゃべらない も・・・もどらない の徹底	避難誘導、負傷者の搬送などは相互に教職 員の協力・連携を行う 人数確認・負傷の程度の確認 トイレ・特別教室等に児童が残っていない かの確認 児童名簿の携帯（教頭）
避難後の対応	気持ちを落ち着かせ、話を聞ける状 態をつくる	迅速な人員点呼と安否の確認 負傷者の確認と応急手当 関係機関との連絡 救急車等の連絡
学校災害対策本部の設置		
保護者の連絡 引き渡し		児童の保護者への直接引き渡し 保護者と連絡が取れない場合は、学校で待機

《震度5弱以上の地震が発生した場合》

- ① 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となる。
（市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報を確認する）
- ② 家庭内での身を守る場所や、登下校中に地震が発生した時の一時避難できる安全な場所の確認をする。
- ③ 保護者への引き渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて対応する。

状況	震度5弱以上の地震が発生
登校前	<u>臨時休業</u> ※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする
登校中	児童は、危険な場所を避け、安全な場所へ （公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として登校

在校時	地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ <u>以降、臨時休業</u> (保護者へ連絡後、引き渡し)
下校中	児童は危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等) へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として自宅へ

※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に地震が発生し、学校が臨時休業した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とする。
- ②留守家庭児童会室在室時に地震が発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とする。
- ③三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日に)に発生した場合も、上表に準じた対応とする。

(7) 避難場所の開設・運営支援

- ①避難場所の開設・運営が必要な場合は、「枚方市防災マニュアル」「枚方市避難所運営マニュアル」に従う。

(8) 非常災害時の配備体制

配備区分	配備時期	配備体制	時間外
1号配備	災害発生のおそれがある場合 枚方市域で、震度5弱	職員の約10% 指示により避難所設置	約10%
2号配備	小規模の災害が発生した場合 枚方市域で、震度5弱	職員の約25% 指示により避難所設置	約25%
3号配備	中規模の災害が発生した場合 枚方市域で、震度5強	職員の約50% 指示により避難所設置	約50%
4号配備	大規模の災害が発生した場合 枚方市域で、震度6弱以上	全教職員 避難所は自動設置	全教職員

(9) 対応【児童の行方不明時】

- ①学校管理下での行方不明時

イ) 判明時すぐに教頭(または校長)に連絡

ロ) 第一次行動(校内捜査)

教頭の指示のもと、担任及び職員室にいる教職員が校内を手分けして探す。

ハ) 第二次行動(校区及び周辺捜索)

学校近辺捜査・・・全職員の半数があたる

- 捜索分担
- a 茄子作一丁目、北町・・・・・・・・・・低、担外
 - b 茄子作二丁目、三丁目・・・・・・・・・・中、担外
 - c 茄子作四丁目、五丁目、南町・・・・高、担外
 - d 高田二丁目・・・・・・・・・・・・支援担

各学年教師 1 名は校内の児童管理にあたる

連絡担当・・・教頭 自宅、市教委、枚方警察、最寄り駅、商店等へ電話

二) 第三次行動 (広域捜査)

本部・・・学校 (校長、PTA 他)

連絡・・・教頭 (市教委、PTA、自治会)

捜査・・・数名の残留職員以外全員で当たる 捜索区域分けは第二次捜索に追加

◎児童の動員は、必要に応じて担任の指導の下におこなうが、基本は大人による捜査とする

②学校管理下外での行方不明時

イ) 第一次 (判明後 1 時間以内)

保護者－担任－学校 (学校施設管理委員)－校長・教頭
学年
PTA 会長

ロ) 第二次 (第一次調査 1 時間後)

担任 (不在時、管理職)－管理職－全職員へ－PTA・自治会・警察

ハ) 第三次

全職員出勤 (市教委－教頭)

PTA (連絡網)

会長－役員－委員－同クラス保護者と連絡 (警察－保護者)

(10) 対応【事件発生時】

A. 下校前の事件発生

①地域連絡

・緊急メール配信、電話
(教職員・PTA 役員・校区コミュニティ・各家庭)

連絡を受けたら
・連絡をまわす
・地図を確認のうえ自宅から近い危険箇所
に行って子どもたちの下校を見守る。

②集団下校

(教員が地区毎に引率)

③児童の下校完了

B. 登校前の事件発生

①地域連絡

・緊急メール配信、電話
(教職員・PTA 役員・校区コミュニティ・各家庭)

連絡を受けたら
・連絡をまわす
(自宅待機の場合)
・次の連絡を待つ
(集団登校の場合)
先生が来るまで子どもたちを見守る。また、学校までの引率ができる保護者は、そのときの状況に応じて対応。

②集団登校

(教員が地区毎に迎え引率)

③児童の登校完了

C. 下校時の事件発生

①地域連絡

・緊急メール配信、電話
(教職員・PTA 役員・校区コミュニティ・各家庭)

連絡を受けたら
・連絡をまわす
・自分の子どもの安全確保した上で近所や危険場所のパトロールをして、子どもたちが遊んでいれば帰宅を促す。

(11) 対応【風水害時】

非常変災時における措置について

※東部大阪とは、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市を含む

1 **午前7時現在**

枚方市に

特別警報が発表されているときは、**臨時休校**。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雨警報のいずれかが発表されているときは、登校させないで**自宅待機**。

2 **午前9時現在**

枚方市に

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雨警報が解除されたときは、9時40分より授業を行う（9時10分に集合して集団登校させる。給食はありで、下校は平常通り。）

いずれかが発表中の場合は、引き続き**自宅待機**。

3 **午前10時現在**

枚方市に

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雨警報が解除されたときは、10時40分より授業を行う（10時10分に集合して集団登校させる。給食はなしで、午前中授業で下校。）

いずれかが発表中の場合は、**臨時休校**。

4 **登校後**

枚方市に

特別警報が発表されたときは、原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応する。

暴風警報または暴風雪警報、洪水警報、大雨警報が発表されたときは、非常変災時の措置にもとづき、まなびポケット等による連絡後、全児童保護者への引き渡し下校を行う。

(非常変災時での集団下校は行いません)

枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合

上記の対応と異なり、気象情報及び避難情報にもとづいた対応をする。

落雷事故防止について（近くで雷鳴が聞こえ、頭上に発達した黒雲が発生した場合）

- 1 登校時は自宅にて待機してください。雷雲が遠ざかり、雷鳴がおさまってから登校してください。
- 2 下校時も同じく安全確保のため学校にて待機する場合があります。（気象情報を把握して下校時刻を決定します。学校よりの緊急メールは配信致します。学校への電話での問い合わせは緊急連絡が出来なくなりますのでご遠慮ください。）

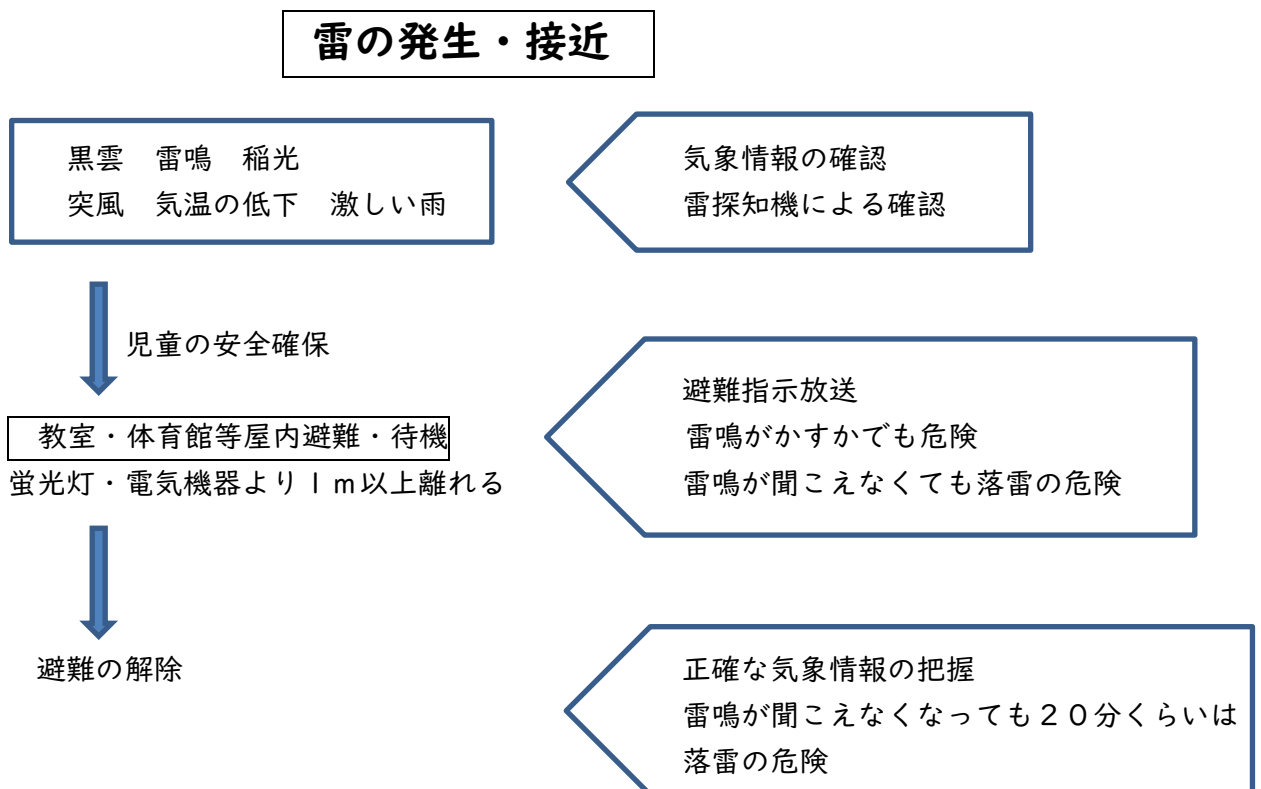
(12) 対応【落雷事故未然防止】

落雷事故を未然に防ぐために

① 気象情報の収集

- ・ 日頃より気象情報に注意し危険性を察知
- ・ 運動場等、屋外へ出るときは雷雲、雷鳴の確認を徹底

② 雷が発生した場合

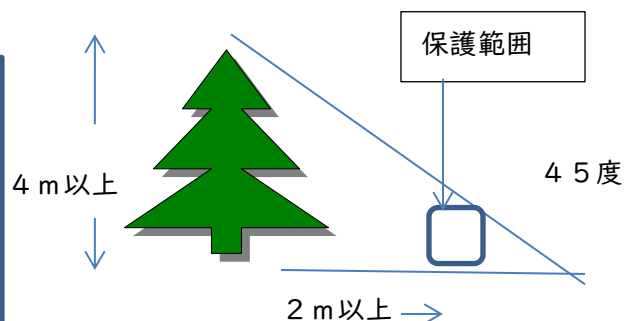


③ 下校前に保護者へまなびポケットで連絡

④ 屋外活動（キャンプ等）

- ・ 施設関係者との綿密な連携
- ・ 下見等での地理的な条件等の把握

・ 広い場所での中央付近は危険
・ 樹木の付近は側撃を受ける可能性が高いため直ちに2 m以上離れ、その後安全な場所に避難する。
※側撃 落雷を受けた物体あるいは人から放電して被害を受けること。



④ 救急処置

- ・落雷による被害は呼吸停止・心拍停止



迅速な応急手当、救命処置 C P Rの開始 A E Dの使用
救急搬送の実施 119番通報

※救命救急マニュアルに従う

⑤ 資料関係

- ・雷の電流は一般家庭の数百から数百万倍
- ・雷の直撃を受けると80%以上死亡
- ・橋の下、避雷針あるいは高い物体の保護範囲内は、緊急避難場所として活用できるが、落雷を受ける確立はゼロではないことを認識する
- ・雷に関する防災気象情報は「注意報」までで「警報」はない
- ・気象関係の情報収集
 - ★大阪管区気象台 <http://www.jma-net.go.jp/osaka/>
 - ★日本気象協会 <http://www.jwa.or.jp/>
 - ★ウェザーニュース <http://weathernews.jp/>
 - ★気象庁レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻） <http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>

(13) 対応【Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン】

A. あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

1 幼児児童生徒等の避難方法や安全確保の方策

下記「Ⅱ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

2 幼児児童生徒等の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

B. Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※ 幼児児童生徒等には、必要以上に不安にさせることがないように、十分、配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

① 速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り近くの建物(できれば頑丈な建物)や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合 >

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。
行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

② 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外(約30km)または大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km)または大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

C. Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

① Jアラートが発信されたとき

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

在 校 ・ 在 園 時	校舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、幼児児童生徒等の安全確保に努める
登 校 ・ 登 園 前	自宅待機
登 下 校 時	学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等を校舎内等へ避難誘導し、安全確保に努める
校 外 ・ 園 外 活 動 時	引率教員等は、幼児児童生徒等を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

② 状況別の臨時休業の取扱い等

状 況 パ タ ー ン	A	B	C	D
	領土・領海外に落下	日本の上空を通過	領土・領海に落下(Dを除く)	枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km)または大阪府域に落下
臨 時 休 業 の 取 り 扱 い	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在 校 ・ 在 園 時	教育活動を再開			①原則として幼児児童生徒等を学校園で保護 ②引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する
登 下 校 時	(登校時) 登校後、教育活動再開 (下校時) 安全確認後、下校させる ○始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、児童生徒支援室まで報告すること			○学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等については、在校・在園時に準じた対応を行う
校 外 ・ 園 外 活 動 時	安全確認後、校外・園外活動を再開			①幼児児童生徒等を安全な場所で保護 ②引率教員等は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する

(14) 体育等活動における熱中症防止について

体育活動、学校開放、宿泊学習等を実施する際には、次に記す注意事項を徹底する。

一、活動前後及び、活動中には「熱中症予防対策温湿度計」及び「熱中症指数モニター」を適宜確認し、環境条件の把握に努め、警戒以上の状況においては活動を中止するなど無理な活動はしないようにすること。

一、活動時間 30 分に一度以上の水分補給を行うなど、状況に応じたこまめな水分補給を行うこと。

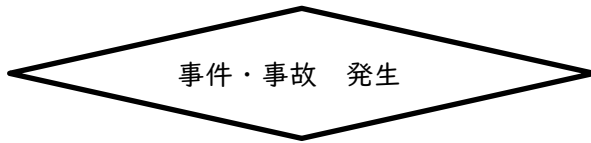
一、熱中症チェックリストを活用し、気温や休憩の有無、水分補給の記録を記入する。

一、通気性の良い素材の軽装や帽子を被るなど、体の熱を逃がすようにして活動すること。

◎重大事件事故発生時の救急及び緊急体制

《方針》

1. 児童生徒等の安全確保、生命維持最優先
2. 冷静で的確な判断と指示
3. 適切な対応と迅速正確な連絡、通報



避難場所は原則として
「運動場」
(状況に応じて安全な場所へ)

集団下校・登校
教師・PTA生徒指導担当者
立ち番



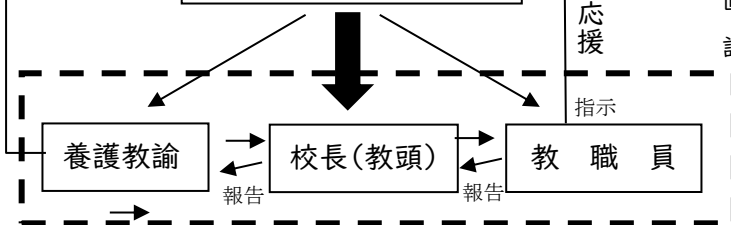
発見者

- ・発生した事態や状況の把握
- ・不審者等の侵入防止や児童の安全確保
- 心肺蘇生法などの応急手当（現場で直ちに）
- ・協力要請や指示
- *必要と判断したら速やかに110番、119番通報
- ◆防犯ベル ◆非常ベル

*重大な事件・事故災害発生の場合

近くの教職員・児童等

緊急放送
(3回ベルを鳴ら)



事件・事故 対策本部

- 保護者へ連絡対応
*迅速・誠意
- 学校医への連絡
*助言協力要請等
- 教職員への対応
*共通理解
- 児童生への指導等
*冷静に
- 教育委員会への連絡
*逐次速やかに
- 警察への対応連絡
*協力要請他
- 報道機関への対応
*窓口の一本化
- PTAへの連絡
*生指担当者
- その他必要な対応

通報
状況報告

*校長が不在の場合もあり、全教職員で手配を要する場合を共通理解し、当面した者が手配できるようにしておく。

警察・救急車
(110番)(119番)

付添 搬送

医療機関

付添者は逐次状況報告

教育委員会
保護者
学校医

(必要な場合 急行)



枚方警察 072-845-1234
枚方市教育委員会 050-7105-8048
(支援教育課)

Ⅲ 事後の危機管理

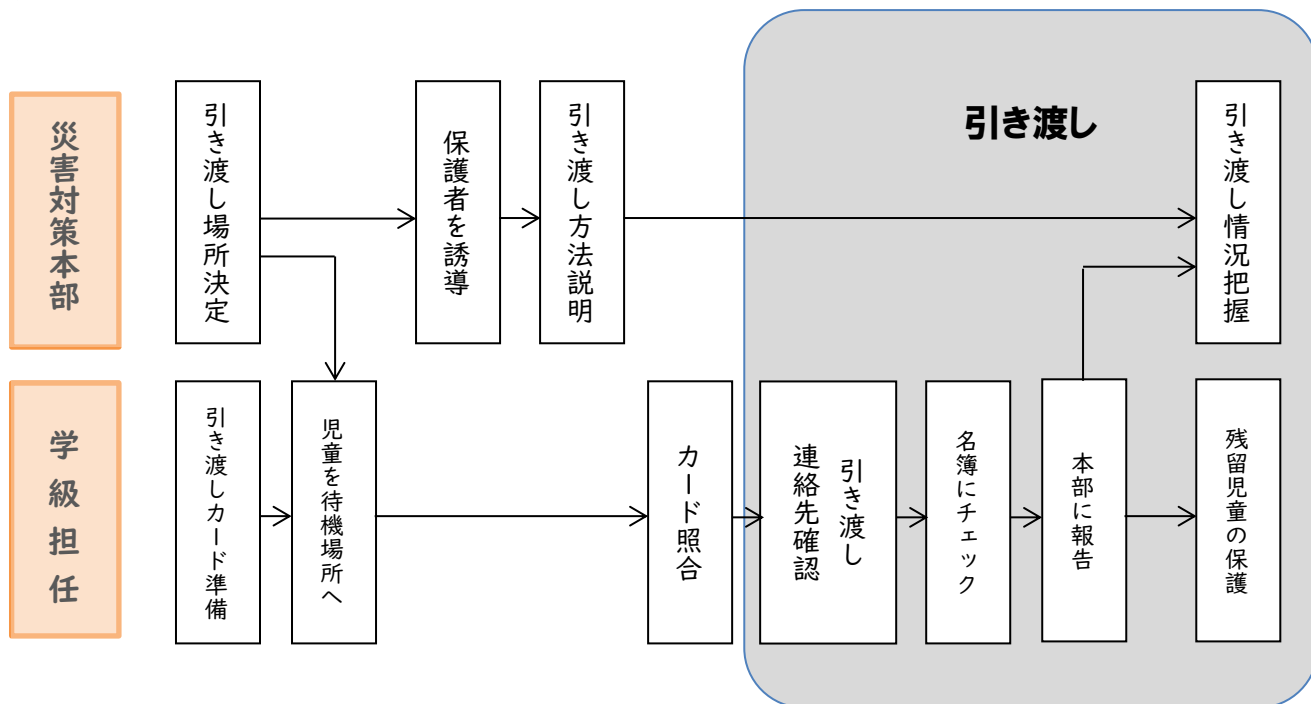
(1) 対策本部の設置

状況に応じた臨機応変な対応を行う。

対策本部機能と業務内容

業務	役割	準備物	1日目	2日～3日
校内 対策本部	連絡調整 非常持出物の搬出、保管 被災状況把握 記録の作成 校内放送等での連絡、指示 応急対策の決定 市対策本部との連絡 PTAとの連絡調整 情報収集	緊急マニュアル 校内図 ラジオ ハンドマイク 懐中電灯 日誌 トランシーバ 携帯電話	外部からの問い合わせ 対応 関係機関への報告 教職員の体制指示 教職員の配置検討 関係機関からの情報収 集	外部からの問い合わせ 対応 避難場所の確定 ボランティア受け入 れ 連絡調整
安否確認 避難誘導	児童、教職員の安否確認 避難誘導 負傷者の把握 下校指導、待機児童の把握 行方不明の児童、教職員の報告	出席簿 行方不明者記入用紙	安全な場所への誘導 家庭への安全下校指導 待機場所確保 出勤者確認 教職員、家族の安否確認 児童の安否確認 児童の家庭の安否確認	外部からの安否問い 合わせ対応
安全点検 消火	初期消火 避難、救助活動支援 被害状況確認	消火器 ヘルメット ラジオ 手袋 被害調査表	消火活動 教室被害状況確認 水道、電気、ガスの確認 備蓄倉庫備品確認 校内の鍵の確保	備蓄品の搬出 必要備品の確保 地域の被害調査 被災状況確認
応急復旧	被害状況の把握 応急復旧に必要な機材の調達 機材の管理 危険箇所の管理 避難場所の安全確認	被害調査票 ヘルメット 校内図 ロープ 標識 バリケード等	教職員活動場所確保 管理室復旧	トイレ清掃 プールの水管理 ゴミ処理
救護	児童、教職員の救出、救命 負傷者確認 負傷者搬出 施設内点検	防災マスク 手袋 ヘルメット スコップ 工具類 トランシーバ 担架 毛布 AED	救助活動 危険箇所の応急処置	必要備品の確保
救急医療	養護教諭、救命救急経験者 医師等の確保 手当て備品確保 負傷者の保護と応急手当 関係医療機関との連携	応急手当備品 健康カード 担架 水 毛布 AED	応急手当備品確保 負傷者対応	救護所設置対応 医療機関との連携
保護者 連絡	引渡し場所の指定 身元確認 保護者への児童引渡し	引渡しカード 出席簿 クラス配置図	引渡し場所状況確認 保護者との対応	保護者との対応
避難所 協力	避難者名簿作成 緊急物資の受け入れと確認 ボランティア受け入れ 市、地域防災組織との連携し避 難所運営	校内鍵 バリケード ラジオ ロープ テープ 校内図	避難所開設準備 地域代表者との初動打 ち合わせ	救援物資の受領、仕 分け、配布、保管 避難者用必要物資の 調達 仮設トイレ設置 避難者数掌握 避難者名簿作成

(2) 引き渡しと待機



【非常変災等に係る児童の下校及び児童引き渡しカード】

<提出用>

1.【非常変災時、児童が下校する】場合 ※どれかに○を付けてください

・() 登校班で下校

年 組 番 名 前 :

・() 自宅以外の場所へ下校 *登校班とは異なる班で集団下校します。

下校先 (氏名: _____、続柄: _____) (住所: _____) (TEL: _____)

・() 学校待機

2.【非常変災時、児童を保護者へ引き渡す】場合

第1候補者	名前		児童との関係	
	住所			
	電話番号			
第2候補者	名前		児童との関係	
	住所			
	電話番号			
第3候補者	名前		児童との関係	
	住所			
	電話番号			

(3) 心のケア

学校再開まで		学校再開から1週間	
	安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立	心身の健康状態の把握と支援活動	
管理職	<ul style="list-style-type: none"> ア. 子どもの安否確認、被災状況、心身の健康状態の把握の指示(家庭訪問・避難所訪問) イ. 学校環境衛生検査の検討 ウ. 教職員間での情報共有 エ. 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり オ. 子どもの心のケアに向けての組織体制づくり カ. 心のケアの対応方針の決定と共通理解 キ. 地域の関係機関との協力体制の確立 ク. 保護者への健康観察の強化依頼 ケ. 緊急支援チームの受け入れ ☆. 障害や慢性疾患のある児童への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ア. 子どもの心身の健康状態の把握と支援活動の指示 健康観察の強化 質問紙調査等 家庭での様子調査 相談希望調査 臨時健康診断の検討 個別面談 教職員間での情報共有 医療機関等との連携 イ. 保護者への啓発活動実施の指示 健康観察強化 啓発資料の配布等 ウ. 安全、安心の確保への対応 被害の拡大、二次的被害の防止 エ. 教職員の心のケアに向けた組織体制づくり ☆. 障害や慢性疾患のある児童への対応 	継続支援
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ア. 安否確認と心身の健康状態の把握 家庭訪問、避難所訪問 健康観察の強化 教職員間での情報共有 担任等との連携 イ. 保健室の状況確認と整備 ウ. 管理職との連携 エ. 心のケアに関する啓発資料の準備 ☆. 障害や慢性疾患のある児童への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ア. 心身の健康状態の把握 健康観察の強化 教職員間での情報共有 質問用紙、相談希望調査等 イ. 啓発資料の配布 ウ. 管理職との連携 エ. 心のケアに関する保健指導 オ. 健康相談 カ. 学校医、スクールカウンセラー、専門機関との連携 キ. 感染症の予防対策 ☆. 障害や慢性疾患のある児童への対応 	
学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> ア. 安否確認と心身の健康状態の把握 イ. 家庭訪問、避難所訪問 児童の家庭の被災状況の把握 ウ. 学校再開へ向けての準備 学校内の被害状況、衛生状況の調査 安全確保 エ. 養護教諭との連携 ☆. 障害や慢性疾患のある児童への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ア. 心身の健康状態の把握 健康観察の強化 質問用紙、相談希望調査等 イ. 教職員間での情報共有 ウ. 保護者との連携 啓発資料の配布 家庭での健康観察強化の依頼 個別指導 エ. 養護教諭との連携 ☆. 障害や慢性疾患のある児童への対応 	
学校医とカウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> ア. 災害の概要把握と学校内の対応状況確認 イ. 児童のメンタルヘルスをめぐる緊急事態への見立て ウ. 教職員へのコンサルテーション エ. 児童や保護者への個別面談準備 オ. 養護教諭と協力して、心のケアの資料を準備 カ. 関係機関との連携に関するつなぎ役となる キ. 児童や保護者に対して <ul style="list-style-type: none"> ①個別面談 ②必要に応じて地域の専門機関への紹介 ク. 教職員に対して <ul style="list-style-type: none"> ①児童対応への助言とストレス対応研修 ②校内関係委員会に参加し、共通理解を図る ③教職員間での情報共有 ④個別支援 		

健康観察のポイント

ストレス症状の健康観察ポイント	
体の健康状態	心の健康状態
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食欲の異常（拒食・過食）はないか ・ 睡眠はとれているか ・ 吐き気・嘔吐が続いていないか ・ 下痢・便秘が続いていないか ・ 頭痛が持続していないか ・ 尿の回数が異常に増えていないか ・ 体がだるくないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心理的退行現象（幼児返り）が現れていないか ・ 落ち着きのなさ（多弁・多動）はないか ・ イライラ、ビクビクしていないか ・ 攻撃的、乱暴になっていないか ・ 元気がなく、ぼんやりしていないか ・ 孤立や閉じこもりはないか ・ 無表情になっていないか

急性ストレス障害（ASD）と外傷後ストレス障害（PTSD）の健康観察のポイント	
持続的な再体験症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする ・ 体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）等
体験を連想させるものからの回避症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする ・ 体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される（ボーっとするなど） ・ 人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等
感情や緊張が高まる 覚せい亢進症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない ・ 物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、ささいなことや小さな音で驚く 等

IV 施設面における安全確保

(1) 門扉の管理

①登校時

- ア) 通常の授業時は、8時00分に正門と東門を解錠し、正門、東門には校長と学校施設管理人が立ち番をし、登校指導に当たる。
- イ) 児童の登校状況を勘案し、正門、東門は8時20分ごろに門を閉め、施錠する。遅刻した児童は、正門のインターホンで職員室に連絡し、職員に通用口を開けてもらい登校する。
- ウ) 安全監視ボランティアが午前8時30分から午後12時30分の間、正門の安全の監視にあたる。

②授業時・休憩時

- ア) 正門横の通用口を解錠して出入りすることを原則とする。
- イ) 来校者は、安全監視員に保護者の名札等を見せ、身分を証明し入校する。
- ウ) 安全監視員が判断に困ったときは、インターホンで名前と来校の用件を伝えるよう依頼し、必要があれば職員が通用口を解錠し、校内への立ち入りを許可する。用件終了後、職員が退校チェック等を行い、通用口から退校するのを見届ける。通用口の門扉は自動的に施錠される。
- エ) PTA、及び納入業者については来校者確認証をつけてもらう。

③下校時、放課後

ア) 児童の下校の際には正門の通用口から下校させる。通用口の門扉は児童が通過したあと自動的に閉まり自動的に施錠される。

イ) 来校者については、授業時・休憩時と同様に対応する。

ウ)安全監視員が午後2時～午後4時まで、校門の通行の安全の監視にあたる。

(2) 安全点検

① 毎月始めに安全点検を行い、点検表に記入する。

② 年一回、学校施設非構造部材点検を行い、施設の安全管理に努める。

③ 安全部は、安全点検内容を確認し、点検状況について、教頭に報告する。

④ 教頭は必要があれば、施設整備室等と連絡を取り補修を行う。